

老発第1121001号
保発第1121001号
平成20年11月21日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を
改正する政令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）が本日公布されたところであるが、改正令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正令の趣旨

75歳に達したことによりそれまで加入していた医療保険制度から後期高齢者医療制度に移行することによる家計負担の変動を抑えるため、一部負担金等の割合の判定基準並びに高額療養費の支給要件及び支給額等を見直すとともに、70歳から74歳までの者について、一部負担金等の軽減のための公費負担医療が平成21年度においても継続されることに伴い、平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置を定めるものであること。

第二 改正令の内容

第1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。）の一部改正（改正令第1条並びに附則第2条、

第3条及び第22条関係)

一 一部負担金等の割合の判定基準に関する事項（高齢者医療確保法施行令第7条等関係）

一部負担金等の割合について、療養を受ける被保険者が、以下のいずれの要件にも該当する場合、一部負担金等の割合が100分の30とならないこととしたこと。

- ① 課税所得145万円以上かつ厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が383万円以上の者
- ② 同一の世帯に他の被保険者がいない者であって、70歳以上75歳未満の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する加入者がいるもの
- ③ 当該被保険者及び②に規定する加入者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の合計額が520万円未満の者

二 高額療養費の支給要件及び支給額等に関する事項（高齢者医療確保法施行令第14条から第16条まで関係）

1 高額療養費は、同一の世帯に属する被保険者について、一部負担金等の合算額から2による高額療養費の額又は外来に係る高額療養費の額を控除した額が、高額療養費算定基準額を超える場合に支給し、その額は、当該控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額を、当該世帯に属する個々の被保険者の一部負担金等の合算額から2による高額療養費の額又は外来に係る高額療養費の額を控除した額に応じて按分した額としたこと。

2 高齢者医療確保法第52条第1号に該当するに至ったことにより月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者となった者が、同日の属する月（同日以後の期間に限る。）に療養を受けた場合における高額療養費は、当該療養（3及び4において「75歳到達時特例対象療養」という。）に係る個人単位の一部負担金等の合算額から当該月に受けた外来療養に係る高額療養費の額を控除した額が、高額療養費算定基準額を超える場合に支給し、その額は、当該控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額としたこと。

3 75歳到達時特例対象療養について適用する高額療養費算定基準額は、当該療養を受けた者の所得区分に応じて、通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額としたこと。

4 75歳到達時特例対象療養に係る高額療養費を当該75歳到達時特例対象療養を受けた保険医療機関に支払う場合についても、一部負担金等の額から通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額を控除した額を限度として支払うこととしたこと。

第2 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）の一部改正（改正令第2条並びに附則第4条から第6条まで及び第22条関係）

一 一部負担金等の割合の判定基準に関する事項（健保令第34条等関係）

一部負担金等の割合について、療養を受ける被保険者が、以下のいずれの要件にも該当する場合、一部負担金等の割合が100分の30とならないこととしたこと。

- ① 標準報酬月額28万円以上かつ厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が383万円以上の者
- ② 70歳以上の被扶養者がいない者であって、被扶養者であった者（後期高齢者医療の被保険者等（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第7号に規定する者をいう。）となったため被扶養者でなくなった者であって、当該被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して後期高齢者医療の被保険者等である者をいう。）がいるもの
- ③ 当該被保険者及び②に規定する被扶養者であった者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の合計額が520万円未満の者

また、これに伴い、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号。以下「20年4月改正令」という。）附則第31条の経過措置（平成20年4月の改正により一部負担金の負担割合が2割から3割となる被保険者が受けた療養に係る高額療養費について、一般所得者に係る算定基準額により取り扱う経過措置）の期間を平成20年12月までに短縮することとしたこと。

二 高額療養費の支給要件及び支給額等に関する事項（健保令第41条から第43条まで、第44条第1項等関係）

- 1 次に掲げる療養（2から4までにおいて「75歳到達時特例対象療養」という。）については、世帯合算又は70歳以上の世帯合算の高額療養費の支給額の算出の前に、個人単位で支給額の算出を行うこととしたこと。
 - ① 75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより健康保険の被保険者でなくなった者が、75歳に到達した月に受けた療養
 - ② 75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより健康保険の被扶養者でなくなった者が、75歳に到達した月に受けた療養
 - ③ ①の被保険者の被扶養者が、当該被保険者の75歳に到達した月に受けた療養
- 2 75歳到達時特例対象療養について適用する高額療養費算定基準額（70歳以上の外来のみに係る高額療養費算定基準額を含む。）は、当該療養を受けた者の年齢及び所得区分に応じて、通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額としたこと。
- 3 75歳到達時特例対象療養に係る高額療養費を当該75歳到達時特例対象療養を受けた保険医療機関等に支払う場合についても、一部負担金等の額から通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額を控除した額を限度として支払うこととしたこと。
- 4 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」（平成20年2月21日保発第0221003号）別紙の「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」に基づき、平成20年度の臨時の特例措置（以下「70歳代前半の特例措置」という。）として、国が高齢受給者が受けた療養に係る一部負担金等の一部に相当する額を高齢受給者に代わって保険医療機関等に支払うこととし、当該経過措置を受けた者に係る高額療養

費の経過措置を20年改正令附則第32条に規定しているところであるが、平成21年1月から3月までに療養を受けた場合について、75歳到達時特例対象療養を受けた場合も含めた経過措置の規定を定めたこと（改正令附則第5条）。また、これに伴い、20年4月改正令附則第32条の適用期間を平成20年12月までに短縮することとしたこと。

三 平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置（健保令附則第5条及び第6条関係）

70歳代前半の特例措置を平成21年度も継続することとしたことを踏まえ、平成21年度における高額療養費の算定基準額等について、平成21年1月から3月までに療養を受けた場合と同様とすることとしたこと。また、平成21年8月から平成22年7月までに受けた療養に係る高額介護合算療養費の介護合算算定基準額について、平成20年8月から平成21年7月までを計算期間とする場合と同様とすることとしたこと。

第3 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正（改正令第3条並びに附則第7条から第9条まで及び第22条関係）

健保令の一部改正に準じた改正をすることとしたこと。

第4 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）の一部改正（改正令第6条並びに附則第13条から第15条まで及び第22条関係）

一 一部負担金等の割合の判定基準に関する事項（国保令第27条の2等関係）

一部負担金等の割合について、療養を受ける被保険者が、以下のいずれの要件にも該当する場合、一部負担金等の割合が10分の3とならないこととしたこと。

- ① 課税所得145万円以上かつ厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が383万円以上の者
- ② 同一の世帯に他の70歳以上75歳未満の被保険者がいない者であって、国保令第29条の7第2項第9号イに規定する特定同一世帯所属者がいるもの
- ③ 当該被保険者及び特定同一世帯所属者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の合計額が520万円未満の者

また、これに伴い、20年4月改正令（附則第37条）の経過措置（平成20年4月の改正により一部負担金の負担割合が2割から3割となる被保険者が受けた療養に係る高額療養費について、一般所得者に係る算定基準額により取り扱う経過措置）の期間を平成20年12月までに短縮することとしたこと。

二 高額療養費の支給要件及び支給額等に関する事項（国保令第29条の2から第29条の4まで、第29条の4の2第1項等関係）

1 次に掲げる療養（2から4までにおいて「75歳到達時特例対象療養」という。）については、世帯合算又は70歳以上の世帯合算の高額療養費の支給額の算出の前に、個人単位で支給額の算出を行うこととしたこと。

- ① 75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者でなくなった者が、75歳に到達した月に受けた療養

- ② 被用者保険の被保険者が75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該被用者保険の被保険者の被扶養者が、国民健康保険の被保険者の資格を取得した月に受けた療養
 - ③ 国民健康保険組合の組合員が75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより当該国民健康保険組合の被保険者の資格を喪失した当該組合員の世帯に属する被保険者が、当該国民健康保険組合の資格を喪失した月に受けた療養
 - ④ 国民健康保険組合の組合員が75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより当該国民健康保険組合以外の国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該組合員の世帯に属する被保険者が、当該国民健康保険の被保険者の資格を取得した月に受けた療養
- 2 75歳到達時特例対象療養について適用する高額療養費算定基準額（70歳以上の外来のみに係る高額療養費算定基準額を含む。）は、当該療養を受けた者の年齢及び所得区分に応じて、通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額としたこと。
- 3 75歳到達時特例対象療養に係る高額療養費を当該75歳到達時特例対象療養を受けた保険医療機関に支払う場合についても、一部負担金等の額から通常の高額療養費算定基準額の2分の1に相当する額を控除した額を限度として支払うこととしたこと。
- 4 70歳代前半の特例措置）として、国が高齢受給者が受けた療養に係る一部負担金等の一部に相当する額を高齢受給者に代わって保険医療機関等に支払うこととし、当該経過措置を受けた者に係る高額療養費の経過措置を20年改正令附則第38条に規定しているところであるが、平成21年1月から3月までに療養を受けた場合について、75歳到達時特例対象療養を受けた場合も含めた経過措置の規定を定めたこと（改正令附則第14条）。また、これに伴い、20年4月改正令附則第38条の適用期間を平成20年12月までに短縮することとしたこと。

三 平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置（国保令附則第2条の2及び第2条の3関係）

70歳代前半の特例措置を平成21年度も継続することとしたことを踏まえ、平成21年度における高額療養費の算定基準額等について、平成21年1月から3月までに療養を受けた場合と同様とすることとしたこと。また、平成21年8月から平成22年7月までに受けた療養に係る高額介護合算療養費の介護合算算定基準額について、平成20年8月から平成21年7月までを計算期間とする場合と同様とすることとしたこと。

第5 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正（改正令第8条関係）

70歳代前半の特例措置を平成21年度も継続することとしたことを踏まえ、70歳から74歳までの者に対する平成21年8月から平成22年7月までに受けた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る高額医療合算介護（介護予防）サービス費

の医療合算算定基準額について、平成20年8月から平成21年7月までを計算期間とする場合と同様とすることとしたこと。(介護保険法施行令附則第11条関係)

第三 施行期日

改正令は、平成21年1月1日から施行する。ただし、平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置に係る改正部分については、平成21年4月1日から施行する。